

中学校校長としての廣池千九郎（上）

——教育理念と教育実践——

諏訪内敬司

目次

- 一、序
- 二、明治末期から大正初期にかけての中学校教育
- 三、天理中学校の統計による実態把握
- 四、廣池校長の公的活動
- 五、廣池校長の教育観
- 六、生徒に対して
- 七、学校と寄宿舎・家庭との協力
- 八、教師に対して

一、序

天理教本部に教育顧問として招かれることになった廣池千九郎は、天理中学校の吉川万次郎校長が病気で辞任するのに伴い、同校校長をも兼任することとなった^①。これまで、天理教育顧問としての廣池の側面には研究が進められて来たが、天理中学校校長としての側面があまり究明されていない。校長として中学校レベルでの教育

をどう考え、どのように実践したか、また、それらが二十年後の昭和十年（一九三五）に開設された道徳科学専攻塾の教育にどの程度発展して行ったのかを本稿で探りたい。

廣池校長は任命されたからには最大限に努力しようという意気込みで、短期間のうちに生徒向けに「天理中学生徒の心得に関する訓諭」、教師向けに「天理中学生徒の訓育に関する希望【其一】【其二】」など、各種の文書を発行して、自分の教育理念の徹底を期している。しかし、講演や出張などのために在任中の本部滞在期間は年間約三分の二で、「講演の爲め出張不在勝ちで、よしや在宅しませんでしたも、本部の御用があるので、親しく校務を見る事が出来ず」の状態のため、校長としての職務に十分打ち込めないようであった。また同中学は明治四十一年（一九〇八）創立の新設校で運営が軌道に乗っておらず、生徒の出身学歴や年齢にバラツキがあり、転入生や退学者が多いことも起因して、廣池校長は苦勞を重ねたようである。しかし、校長自ら生徒に範を示し、生徒に直接訓諭するなどし、廣池が大正二年（一九一三）一月二十五日に本部入りして同年二月十九日付で校長の辞令を受け、四年四月二十七日付で校長を辞任するまで任期は僅か二年間だったが、初期の天理中学の教育に大きな足跡を残し、その影響は廣池校長退職後もしばらく続いた。

〈注〉

- (1) 天理教育顧問に招かれたいきさつは、廣池千九郎 名が「天理中学校」となったのは大正八年である。
「回顧録」『回顧録』廣池学園出版部、平成三年、五九 (3) 『道乃友』大正二年三月号、道友社、六一頁。
頁、参照。 (4) 「行く行くには、校則は廃止するつもりにて、目下既にその方針でやっております。そこで刑罰主義を變じて

訓育主義を執るのです。それが天理教の目的で、いわゆる人心救済です。それを学校でやって見るつもりです。 (5) 「廣池氏告別の辞」『道乃友』大正四年五月号、七七
これが行なわれるれば・・・学校や軍隊等一切刑罰を用 頁。
いず、訓育してやれるのです。」(廣池千九郎遺稿)。(6) 辞任の理由は、「回顧録」六一―二頁、参照。

二、明治末期から大正初期にかけての中学校教育

(一) 中学校の変遷

廣池が天理中学でどのような教育をしていたかを探る前に、明治末期から大正初期にかけての中学校教育はどのような実態であったかを把握しておかないと、廣池の校長としての活躍の位置づけに誤りが生じる恐れがある。そこでまず、明治以降の日本の学校教育全体との関連で、中学校教育を概観しておこう。

明治政府は維新後間もない明治五年（一八七二）に小学、中学、大学から成る学制を敷いて西洋式の近代的な学校体系を導入しようとした。しかし、経済的要因、国民の教育への理解や関心の低さ、政治の不安定さ等の原因から、学制の定着はなかなか思うようには進まなかった。学制において中等普通教育を施すという目的で設けられた「中学」は県庁所在地等地方主要都市において、江戸時代の名残りとして藩校を前身とする公立中学や、幕末から維新後にかけて開かれた私塾の後身として運営された私立中学が多く、その内容の不備が指摘された。そこで、明治十三年（一八八〇）の改正教育令によって学校運営が制限されるようになり、翌年の「町村立私立学校設置廃止規則」で教科内容が不完全な学校は合併か廃校されるべきことがうたわれた。これは文部省の官公立優先政策の現れによるものであり、この結果、明治十二年に六七七校あった私立中学は、同十七年には一気に

図1 明治33年（1900）

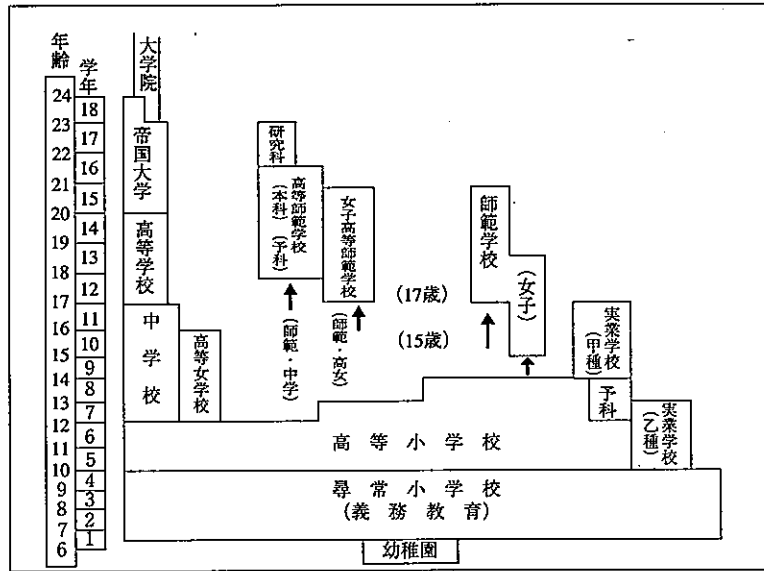
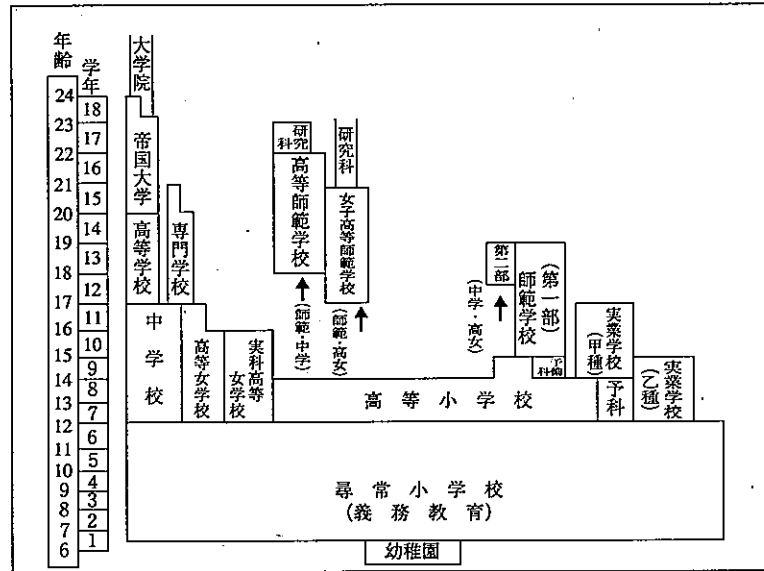


図2 明治43年（1910）



仲新、持田栄一編『学校の歴史 第一巻』第一法規、昭和五十四年、より

二校に激減している。

中学校教育が名実共に充実してきているのは、明治十九年（一八八六）に公布された「中学校令」による。同令は「中学」を「中学校」と改称した上、その目的を①中級以上の職業人養成、②上級学校への進学教育、と規定した。制度としては、「高等」中学校と「尋常」中学校の二種に分け、前者は官立設立で、後者は一府県に一校設置するとした。同二十四年（一八九一）に中学校令が改正されて尋常中学校の一府県一校の原則に例外が認められるようになり、私立の尋常中学校新設の余地が発生した。同三十二年（一八九九）には中学校令が改正され、尋常中学校は「中学校」と改められる（高等中学校は明治二十七年の高等学校令により、既に高等学校に改称・改組されている）。その目的も、①の性格は実業学校に委譲され、②のうち女子の教育は高等女学校へ委譲され、中学校の目的は男子の高等普通教育に一本化された。修業年限は五年、入学資格は高等小学校二年修了者（十二歳）以上と規定された。当時の義務教育年限は尋常小学校（四年、十歳）卒業であった（図1参照）。明治四十年に尋常小学校修業が六年（義務教育）に延長されたのに伴い、中学校の入学資格は尋常小学校卒業（十二歳）に改正された（図2参照）。

三十二年の改正中学校令によって中学校設置は府県に対し一校以上の設置を義務づけ、さらに文部大臣が必要と認めればそれ以外にも中学校を設置してもよいことになった。しかも、府県立以外の郡市町村立、町村学校組合立、私立の中学校も認められることになり、中学校増設気運が高まるきっかけとなった。こうして明治三十年代になって中学校は急増し、三十五年には二五八校（同二十五年の四倍）、生徒数九五、〇〇〇名（二十五年の六倍）になる。中学校急増の背景にはこの他に、①小学校教育の普及・発達、②進学熱の高まり、③地域間の対抗心が指摘されている。ところが、中学校卒業生が増えるにつれて卒業生に見合った就職先が不足することにな

り、上級学校への進学率が高まって浪人が増加し、その結果として再び中学校設置抑制政策がとられるようになる。

中学校の教科課程は明治三十四年（一九〇一）の中学校施行規則により、修身、国語及び漢文、外国語、歴史、地理、数学、博物、物理及び化学、法制及び経済、図画、唱歌、体育と定めらるに至った。

風紀面を見ると、明治三十年代から四十年代にかけてストライキが多発している。その理由は、①生徒増、規律強化、将来への不安等から生じた学校生活に対する不満、②社会主義共産主義思想の浸透など時代思想による動揺、③生徒増によって教師—生徒の仲間意識が薄れて規則によって管理することによる校風の変化、が原因しているとされる。文部省は明治三十八年に思想善導、風紀取締強化に乗り出している。

(二) 明治末期から大正初期の中学校統計

明治四十三年（一九一〇）の中学校への進学率は対象者の四・八%であるから（表1参照）、中学校に進学するということは、立身出世する最短距離であった。ということが出来る。大正二年度（一九一三）に中学校は全国で三二七校あった。内訳は官立二校、公立二四一校、私立七四校（中学全体に占める割合は二三%、宗教系一四校、うち神道系は天理中学校と金光中学校の二校）、また奈良県内の中学校は公立三校、私立は天理中学校を含めて二校となっている（表2参照）。中学教員は官立四六名、公立四、八五七名、私立一、三三三名（二二%）、計六、二二二

【表1】中学校への進学者（明治43年）

小学校終了者	490,207
尋常小学校卒業	351,095
高等小学校2年終了	132,556
" 3 "	6,556
中学校入学	23,449 (小学校終了者の4.8%)
他の学校入学	28,645 (同6%)

文部省普通学務局「全国中学校に関する諸調査」第2巻～4巻、大空社、1988年より作成

【表2】天理中学校生徒数

年	1年		2年		3年		4年		5年		計 (先足率)	定員 (人)
	生徒/学級 (人)	(数)	生徒/学級 (人)	(数)	生徒/学級 (人)	(数)	生徒/学級 (人)	(数)	生徒/学級 (人)	(数)		
42年	99/2	517/12	93/2	436/11	52/2	387/11	38/1	300/9	26/1	245/9	308(77%) / 8	400
43年	97/2	521/12	79/2	412/11	71/2	359/11	45/1	325/10	24/1	245/8	316(79%) / 8	400
44年	100/2	544/12	92/2	459/11	71/2	338/10	49/1	297/9	38/1	283/10	350(86%) / 8	400
45年	100/2	544/12	72/2	454/11	68/2	377/11	48/1	284/9	39/1	239/9	327(82%) / 8	400
46年	150/3	573/12	72/2	464/12	57/2	398/11	64/2	336/11	41/1	253/8	384(84%) / 10	600
47年	200/4	637/14	122/3	496/12	58/2	385/11	50/2	359/11	45/1	276/8	475(79%) / 12	600
48年	147/3	555/12	149/3	539/12	79/2	409/11	42/1	329/10	50/1	319/10	467(78%) / 10	600
49年	36,737/814	32,235/768	28,705/724	25,352/679	21,378/637	144,407(86%) / 3,622						168,290

※ それぞれの開校年は、郡立郡山・26年、教務・29年、五條・29年、私立文武・33年、私立文理・41年である。

文部省普通学務局「全国中学校に関する諸調査」第2巻～4巻、大空社、1988年より作成

〇名で、このうち、教員の資格をもつ有資格者の割合は七七・〇九%である。生徒は官立中学校生徒七〇四名、公立生徒一〇四、〇六九名、私立生徒二七、一七三名(全体の二二%)となっている。中学校への入学志願者は七〇、一三三名なのに対し、実際に入学した者は三四、〇九〇名(入学率四八・六一%)と、半数しか入学できていない。退学者は一八、七一四名で在学生全体の一八・三六%に上っている。卒業後の進路は高等学校入学六・三%、専門学校二一・九%、浪人等三八・六一%、家業従事一三・五%などとなっている。

(三) 中学校の性格——淘汰機関

明治三十年代の全国平均の四年生は入学時の六〇%しか在籍していないから、四〇%は途中で落第や退学などで脱落していると思われる。脱落の理由は、①経済的条件、②体力、③知的能力が挙げられている。明治四十年代、公立中学校で授業料を含めた毎月の生活費は通学生で四円五十銭、寄宿生で十円かかっている。当時の労働者や男子店員の給与は十〜十五円、小学校教員の平均給与が十五円八十五銭、中学教員で三十〜五十円というから、相当の経済的負担である。とくにわが子に寄宿生活をさせられる親は大地主や一部のエリート階層に限られていたと見なければならぬ⁽¹¹⁾。このように、中学校に入学することもさりながら、入学しても勉強に追いついて行き、無事に卒業に漕ぎ着けるのは資金、体力、知力の三拍子揃ったうえに相当の努力が必要であったといえる。この点で、当時の中学校は社会階層を上昇するための淘汰機関の役割を担っていたと見ることも出来る。

(四) 私立中学校の位置づけ

明治三十二年に私立学校令が制定されて私学の管理運営に細かい規制が課されていくが、さらに文部省訓令第

十二号により、学校での教育と宗教の分離が規定される。これは外国人直営のキリスト教系学校を直接意識したものだったが、非キリスト系の宗教団体を経営母体にもつ私立学校でも学校内での宗教活動が出来なくなる。寄宿舎での宗教活動は認められてはいたが、この訓令によって、宗教系統の私立学校はその特色を失う傾向が出てくる。特色を保とうとすると、規制の少ない各種学校に変わらざるをえなかった。

また、公立中学校が増加してくるに伴い、私立中学校は苦境に立たされて行く。私立中学校の四割が東京に集中し、東京以外では中学校といえば公立というイメージが定着していった。しかも、私学は資金面が不安定なうえ兼任教師が多くて教育水準が低いとされ、また生徒は地方出身者が多くて学資が続かずに中退する率が高かった。こうした私立中学校の問題点が指摘されたため、文部省は私立中学校に対する巡視を開始し、閉鎖命令を受ける私立中学校も出てくる⁽¹²⁾。

こうした状況の中で明治四十一年(一九〇八)に私立天理中学校が開設され、開設五年後の大正二年、廣池はその校長に就任したのである。

〈注〉

(7) 内田 糺、森隆夫編『学校の歴史 第三巻——中学校・高等学校の歴史』第一法規、昭和五十四年、五一頁。

(9) 『教育百年史 第四巻』、一〇八一頁。

(8) 国立教育研究所編『日本近代教育百年史 第四巻』(以下、『教育百年史』と略す)、一九七四年、一〇七六頁。

(11) 『教育百年史 第四巻』、一〇八二〜四頁。

(12) 『教育百年史 第四巻』、一〇七二頁。

〔表3〕天理中学校入学者数（カッコ内は入学率％）

		1年(人)	2年	3年	4年	5年	計
		志願/入学	志願/入学	志願/入学	志願/入学	志願/入学	
明治41年	県	189/100(92) 788/500(63)	69/61(88) 80/69(86)	51/44(86) 64/56(88)	34/30(88) 46/41(89)	3/3(100)	263/235(89) 931/669(67)
	全国	2年以上 9,229/5,128(56)					68,836/36,884(54)
42年	県	92/89(97) 739/479(65)	2/1(50) 13/10(77)	2/2(100) 12/12(100)	3/3(100) 11/9(82)	2/2(100) 4/4(100)	101/97(96) 779/514(66)
	県	97/90(93) 821/499(61)	6/6(100) 21/19(90)	3/2(67) 18/16(89)	4/3(75)	1/1(100) 1/1(100)	107/99(93) 865/538(62)
44年	県	106/98(92) 825/525(64)	14/10(71) 24/20(83)	8/8(100) 15/15(100)	8/6(75)	1/1(100)	128/116(91) 873/567(65)
	県	131/97(74) 880/549(62)	14/1(7) 19/6(32)	2/1(50) 12/11(92)	11/11(100)	4/4(100)	147/99(67) 926/581(63)
大正元年	県	168/150(89) 933/559(60)	3/2(67) 14/13(93)	3/2(67) 25/23(92)	2/1(50) 9/8(89)	4/4(100)	176/155(88) 985/607(62)
	県	210/180(86) 1,185/598(50)	10/10(100) 27/27(100)	5/3(60) 18/14(78)	10/8(80)	1/1(100)	225/193(86) 1,241/648(52)
4年	県	172/120(70) 1,179/510(43)	2/2(100) 14/13(93)	1/1(100) 12/12(100)	11/10(91)	3/3(100)	175/123(70) 1,219/548(45)
	全国	74,336/35,960(48)	2,305/1,577(68)	2,966/1,928(65)	3,689/1,795(49)	588/524(89)	83,914/41,804(50)

文部省普通学務局「全国中学校に関する諸調査」第2巻～4巻、大空社、1988年より作成

開校初年度は、志願者のうち二年生以上の多くが天理教校出身者だった⁽¹⁴⁾。一年生への志願者は開校三年間は横ばいだが、四年以降は着実に増え続け、大正三年には二二五名に上っている（表3参照）。だが、同四年度の志願者は一七五名と前年比五〇名減となり、廣池は志願者大幅減によって校長としての責任を問われたともいわれている。志願は二年生三年生への編入も毎年あり、年度によっては四年生五年生への編入も多少あった。入学率は一年生を見る限り県平均を上回っており、他校より入学しやすかったことが推測される。開校四年間の一年生への入学率は九〇％台であり、放棄者もいたであろうから志願者はほとんど入学できたのではないかと思われる。大正元年度以降志願者が入学定員をかなり越え、入学率は九〇％台から低下の傾向にある。

三、天理中学校の統計による実態把握

天理中学校は、明治三十三年（一九〇〇）に開校した神道教師養成のための天理教校（法令上は各種学校扱い、四年制、教科課程Ⅱ倫理、歴史、皇典、国語、漢文、作文、地理、数学、礼式、習字、体操）の一部を普通中学校に改組して同四十一年（一九〇八）四月に開校したものである。天理教が神道の一派である神道本局からの独立を認可されたのが同年十一月であるから、教団独立より半年早い開校である。中学校開校によって、教校は同四十一年に本科一年、別科六カ月の課程に改組されたが、昭和十三年（一九三八）までは別科のみで運営されている。天理中学校は教校の校舎を増築して出発し、教校はしばらく中学校の一部に同居して明治四十四年に移転した⁽¹⁵⁾。

次に、開校直後の天理中学校の実態を見るために、志願者数、生徒数、退学者数、生徒の年齢、進路等、基本的な統計を把握しておきたい。

まず、定員（表2参照）は明治四十一年に三〇〇名（奈良県内の中学校全体の一四％）で開校し、翌年四〇〇名に増員し、さらに大正二年に六〇〇名に再び増員している。しかし、実際の生徒数は定員に満たないが、明治四十一年度を見る限りは他の中学校と比べてそれほど低い充足率ではなく、むしろ郡立五條中学校より高い。明治四十一年から四十三年かけては七〇％台、四十四年、大正元年は八〇％台に達したが、大正二年に定員を六〇〇名に増員したのに志願者が期待どおりに増えず、充足率は六〇％台に落ち込んでいる。しかし、翌年には再び七〇％台に回復している。

中学校校長としての廣池千九郎（上）

〈表6〉天理中学退学者と進路（カッコ内は学年生徒に占める割合(%)）

年	県	1年	2年	3年	4年	5年	計	官公私立学校	処分	死	その他
		6(6) 74(14)	3(5) 97(22)	6(14) 75(22)	4(10) 31(11)	9(5) 286(16)	19(8) 286(16)				
明治41年	全国	4,471(12)	5,600(17)	4,824(17)	3,364(13)	1,140(5)	19,399(13)	3,727	2,234	339	13,099
42年	県	10(10) 57(11)	17(18) 97(22)	8(15) 62(17)	11(29) 38(13)	1(4) 7(3)	47(15) 261(14)	2 28	1 29	1 4	43 200
43年	県	13(15) 81(16)	23(30) 81(20)	16(23) 67(19)	6(13) 44(14)	3(13) 9(4)	61(19) 280(15)	1 28	1 13	1 3	57 235
44年	県	21(21) 78(14)	15(16) 87(19)	34(48) 105(31)	16(33) 52(18)	1(3) 11(4)	87(25) 343(18)	3 36	15	4 7	80 265
大正元年	県	17(17) 79(14)	23(32) 38(8)	17(25) 75(20)	11(23) 40(16)	3(8) 15(6)	71(22) 307(16)	6 41	3	1	65 262
2年	県	15(10) 80(14)	18(25) 95(20)	17(30) 59(15)	12(19) 44(13)	2(5) 11(4)	64(17) 289(14)	6 48	14	2 4	56 223
3年	県	3(2) 48(8)	29(24) 91(18)	15(26) 82(8)	14(28) 34(9)	4(9) 14(5)	65(14) 270(13)	7 40	14	2 5	56 211
4年	県	8(5) 56(10)	53(36) 83(15)	30(38) 73(18)	10(24) 36(11)	2(4) 8(3)	103(22) 256(12)	15 44	12	2 6	86 194
全国		3,398(9)	4,571(14)	4,593(16)	3,634(14)	1,379(6)	17,575(12)	3,325	1,117	422	12,348

文部省普通学務局「全国中学校に関する諸調査」第2巻～5巻、大空社、1988年より作成

〈表7〉天理中学卒業者と進路（カッコ内は比率(%)）

年	県	卒業者数	高等学校	官公私立学校	官吏教員	実業	死亡	教会	*その他
		明治42年	全国	24 15,763	11(5) 1,140(7)	4(17) 4,481(28)	23(10) 1,306(8)	27(12) 1,659(10)	28(0.2)
43年	県	22 233	1(5) 12(5)	6(27) 53(23)	9(4)	57(24)			15(68) 102(44)
44年	県	34 268	4(12) 13(5)	5(15) 58(22)	26(10)	41(15)			25(73) 130(48)
大正元年	希望	36	5	6(17)		2(5)			28(78)
県	227	9(4)	53(13)	11(5)	10(4)			19	5 144(63)
2年	希望	34	9(26)						25(74)
県	235	7(3)	55(23)	7(3)	20(8)			12	9 146(62)
3年	希望	35	1(3)	7(20)		4(11)			23(66)
県	258	8(3)	44(17)	11(4)	30(17)			13	10 165(64)
4年	希望	43	1(1)	7(16)	4(9)	6(14)			25(58)
県	308	7(2)	66(21)	10(3)	48(16)		1(0.3)		176(57)
全国	20,293	1,086(5)	5,600(28)	973(5)	2,447(12)		45(0.2)		10,142(50)

* その他には、布教、家業、未定等を含む。

文部省普通学務局「全国中学校に関する諸調査」第2巻～4巻、大空社、1988年、及び「道の友」大正2・3・4年各4月号より作成

〈表4〉天理中学校入学者学歴（カッコ内は入学者に占める比率(%)）

年	県	高等小 2年修了 [12歳]	高等小 3年修了 [13歳]	高等小 卒業 [14歳]	その他	計
		明治41年	全国	22(9) 121(18)	36(15) 192(29)	42(18) 167(25)
		36,809(55)	12,147(18)	12,670(19)	5,473(8)	67,099

年	県	新令尋常小 卒業 [12歳]	高等小 1年修了 [13歳]及び相当	高等小 2年修了 [14歳]及び相当	その他	計
		42年	県	11(11) 135(26)	30(31) 176(34)	49(51) 164(32)
43年	県	40(40) 188(35)	29(29) 164(30)	19(19) 144(27)	11(11) 42(8)	99 538
44年	県	34(29) 220(39)	23(20) 167(30)	51(44) 148(26)	8(7) 28(5)	116 563
大正元年	県	37(37) 243(42)	23(23) 166(29)	31(31) 128(22)	8(8) 43(7)	99 580
2年	県	60(39) 231(38)	40(26) 168(28)	49(32) 141(23)	6(4) 67(11)	115 607
3年	県	71(37) 244(38)	54(28) 187(29)	56(29) 163(25)	12(6) 54(8)	193 648
4年	県	44(36) 180(33)	34(28) 192(35)	41(33) 124(23)	4(3) 52(9)	123 548
全国		16,381(39)	10,899(26)	8,293(19)	6,231(15)	41,804

文部省普通学務局「全国中学校に関する諸調査」第2巻～4巻、大空社、1988年より作成

〈表5〉天理中学生の年齢
(明治45年4月調査)

総均	最年少/最年長(平均)	県	全国
1年	12.0/16.4(13.11)	13.7	13.8
2年	13.2/18.3(15.2)	14.7	14.9
3年	14.1/20.7(16.3)	15.9	15.1
4年	15.1/21.5(17.11)	17.2	17.1
5年	16.6/22.5(18.5)	18.1	18.0
総平均	16.4	16.7	16.0

文部省普通学務局「全国中学校に関する諸調査」第3巻、大空社、1988年より作成

明治四十一年の入学者の学歴を見ると「高等小学校」出身者よりも「その他」が多いので（表4参照）、生徒の平均年齢は高いと推測される。同四十五年の生徒年齢調査によると（表5参照）、各学年の最年長者は一年生で十六歳、二年生十八歳、三年生以上では二十歳を越えている。法律上大人扱いの青年が混じっており、十二歳の最年少者から二十二歳の最年長者まで十歳も年齢が開いていては、学校側の対応も難しかったと思われる。また、非信徒の子弟も若干入学しているようであるが、数は不明である。

次に退学率をみると、五年生は一〇％（学年生徒に対する比率）前後だが、他の学年はほぼ毎年一〇％から四八％（明治四十四年度三年生）となっており、学校全体を平均すると毎年一〇％から二〇％台となっている（表6参照）。しかし、国や県平均の退学率とそれほど違ってはいないので、退学に関しては平均的と見てよいであろう。⁽¹⁵⁾ 廣池が校長を勤めた二年間は低下傾向にあるが、退任した大正四年度には再び上昇している。

また、表3にあるように、三、五年生で編入生をとっても表2を見ると四年生以降急に生徒数が減少しており、かなりの生徒が上級生になれずに脱落していると考えられる。また、落第者の統計がないのでその実態はつかめないが、落第者数も退学者数に近かったのではないかと推測される。卒業まで滞り着ける生徒は開校以来二〇名台から三〇名台にすぎない状態であった。明治四十二年に入学した一年生八九名のうち五年後に卒業したのは途中に編入生が加わったにもかかわらず、また四十一年入

（表8）天理中学教員数

年次	県	有資格		無資格		計
		人数	割合	人数	割合	
明治41年	県	7 (50%)	63	7 (50)	31	14 94
42年	県	12 (66)	68	6 (34)	30	18 98
43年	県	12 (67)	69	6 (33)	29	18 98
44年	県	11 (65)	68	5 (29)	26	17 ⁽⁷⁷⁾ 94
大正元年	県	9 (64)	69		22	14 ⁽⁷⁷⁾ 91
2年	県	14 (82)	73	3 (18)	24	17 97
3年	県	14 (70)	74	6 (30)	24	20 98
4年	県	14 (67)	74	7 (33)	28	21 102

文部省普通学務局「全国中学校に関する諸調査」第2巻～4巻、大空社、1988年より作成

学の落第者もいたであろうにもかかわらず三五名であり、卒業率三九％と県平均の五四％よりかなり低くなっている。卒業後の進路は教会従事の希望が多が、上級学校への進学については生徒の希望と実態に開きがある（表7参照）。

教員については（表8参照）開校時より有資格者の割合が増えており、また、生徒の定員増に合わせて教員の数も増える傾向にあると見ることができている。

〔注〕

- (13) 『天理教事典』天理教時報社、昭和五十二年、及び『天理中学校三十年史』（以下、『三十年史』と略す）天理中学校発行、昭和五年、二七～八頁、参照。
- (14) 『三十年史』四一頁。
- (15) 退学については、斎藤利彦「学校・競争・淘汰」『思想』一九九三年第九号、岩波書店、参照。

四、廣池校長の公的活動

以上のように、全国の中学校と天理中学校を統計によって把握したことを踏まえて、廣池の中学校長としての足跡をたどってみよう。

校長としての廣池が在任中に発行した主な文書、行った主な訓示・訓話、及び主な訓戒訓諭をまとめると、次のようになる。文書の題名は発行が確認されたものと遺稿が残っているものに限定した。この他にもメモ類が残っているため、実際にはもっと多く発行していると推定される。また、訓示・訓話も本部滞在中は一週間に一回程度行っていたという当時の生徒の証言もあり、⁽¹⁶⁾ 身体の調子がよくて本部の緊急の仕事がない限りは頻繁に行っ

ていたものと思われる。ここでは、『廣池千九郎日記』及び遺稿に記載されたものに基づいて掲載する。

《廣池校長が天理中学校関係で発行した主な文書》

大正二年 三月一〇日 「天理中学校生徒の訓育に関する希望【其一】」〔①〕

四月 一日 「天理中学校生徒の心得に関する訓諭」〔②〕

春 「天理中学教育の主義」〔①②を収録〕

七月 一日 「天理中学校職員生徒神拝の心得」〔③〕

七月 三日 「夏季休業心得」〔④〕

一月 二日 「野球庭球規則」〔⑤〕

三年 一月 一日 「四年級五年級へ訓示」〔⑥〕

四月 二日 「天理中学校職員生徒神拝の心得（追加）」〔⑦〕

四月 一六日 「本部神殿境内掃除日のきしんに関する訓示」〔⑧〕

五月 八日 「天理中学校生徒の訓育に関する希望【其二】」〔⑨〕

五月 二七日 「生徒退学の理由に就きての開示」〔⑩〕

五月 二八日 「遊戯上の競争に関する心得に就きての注意」〔⑪〕

六月 一〇日 「生徒外出の場合に於ける心得」〔⑫〕

六月 二五日 「雨天外出の内規」〔⑬〕

六月 二五日 「弁論部に対する諭示」〔遺稿のみ、実際発行したか不明〕

六月 「天理教教育主義」第一輯〔①～⑬に七項目追加して出版したもの〕

九月 一日 「生徒監督の注意」

一月 一〇日 「処罰内規」〔遺稿のみ、実際発行したか不明〕

一月 九日 「希望覚書」〔遺稿のみ、実際発行したか不明〕

二月 七日 「運動に関する訓示」〔遺稿のみ、実際発行したか不明〕

《廣池校長が天理中学校で行った主な訓示・訓話》

大正二年 二月 二四日 天理教校卒業式訓話

二月 一八日 中学校職員に挨拶

二月 二四日 中学生に訓示

三月 二七日 第四回中学校卒業式訓示

七月 三日 本部神殿にて訓示

七月 三日 本部神殿にて訓示

三年 一月 一六日 校長訓話

一月 二四日 校長訓話

二月 七日 中学校職員に訓示

二月 二一日 五年生に訓示

二月 二二日 校長訓話

- 三月二七日 第五回卒業式訓辞
- 四月二一日 三年生以上中学生職員に訓話
- 五月二八日 運動に関する訓示〔実際におこなったか不明〕
- 七月二四日 教校卒業式に祝詞
- 一〇月 六日 参拝・賄方及び禁酒禁煙訓諭
- 一〇月二三日 四・五年生に訓話
- 一〇月二四日 校長訓話
- 一一月二二日 職員諸氏に希望〔実際におこなったか不明〕
- 一二月 五日 宗教部発会式で訓示
- 一二月 七日 運動に関する訓示〔実際におこなったか不明〕
- 四年 一月 八日 管長逝去について講話
- 二年一九日 五年生茶話会訓話
- 三月二七日 第六回卒業式訓示
- 四月 六日 始業式訓話

〔廣池校長の生徒への主な訓戒・訓諭〕

- 大正二年一月二三日 生徒を叱正
- 一月一九日 生徒を訓諭

- 三年 六月 飲酒・喧嘩事件に対して労働罰
- 七月 二日 生徒二名を訪問し訓戒
- 七月 四日 四年生徒を訓戒
- 七月 五日 生徒訓戒（不規律、不服従）
- 七月 六日 生徒訓戒（喫煙）
- 一月二八日 通学生に訓戒

〔注〕

(16) モラロジー研究所研究部編「研究ノート」第一五号「廣

池博士資料調査報告集V」、浜野国雄談、三三三頁。

五、廣池校長の教育観

廣池校長は自己の天理教観にもとづく独特の教育観をもっていた。天理教立教の精神は教育勅語の主旨の根底たる皇祖皇宗及び列聖の慈悲寛大（犠牲的心事や行為）に一致するので、その精神を教育の基礎にしたいと述べ、⁽¹⁷⁾あるいは、教育の要は慈悲寛大の他にないという。⁽¹⁸⁾威嚇、威厳、叱責、刑罰を用いる教育は変則的教育であり、変則的手段を用いないと教室管理が不可能で、また校規が守られないというのは生徒が悪いのではなく、教師が教育に失敗したことによるとし、またそれは校長たる自分の罪であると見る。⁽¹⁹⁾

廣池によれば、古代には中国でも西洋でも子供を威嚇して教育を行っていた。それが、ヨーロッパではキリスト教の影響によって温和な教育法が導入され、今日では恩威並行主義、つまり威嚇と温和な教育を併用するよう

になった。日本でも明治以降欧米流の教育観が輸入されて、恩威並行主義の教育となった。将来はさらに進んで、天理教の教育主義である救済教育となるべきであると考える⁽²⁰⁾。すなわち生徒だけでなく、教える立場にある教師をも救済する主義となるべきであるというのである。ここに、廣池の独特の教育観が表れていると考えることができる。

〈注〉

(17) 「天理中学生徒訓育に関する希望【其二】」(以下、「希望【其二】」と略す)、大正二年三月一〇日、『天理教育主義』第一輯(以下、「教育主義」と略す)、大正二年、天理中学校発行、二二頁。

(18) 「天理中学生徒訓育に関する希望【其二】」(以下、「希望【其二】」と略す)、大正三年五月八日、『教育主義』三

日、廣池千九郎遺稿。

(19) 同上。

(20) 同上。

(21) 同上。

六、生徒に対して

(一) 生徒へ直接教育

廣池は単なる管理者としての校長ではなく、生徒の教育に直接かかわった。当初校長は、「(天理中学は)普通の中学ですが、德育丈は私が受け持って、教育勸語を精神的に教理の上から実行さするつもりです」と修身科の授業を担当したいとの意向をもっていた。しかし、実際には校長訓話や生徒へ直接訓話訓戒するという形で教育活動をしたようである。校長は本部滞在中は毎週校長訓話を開いて、大正三年発行の『天理教育主義』の真髓

を教えられたという⁽²³⁾。また、生徒の宿舍を巡回して、問題のある生徒に直接訓戒もしている。

(二) 道徳の強調

学校教育はややもすると知育中心に考えられがちであるが、廣池は学校を単に知識、技芸を教えるだけのものではなく、性行陶冶・徳性涵養もその重要な役割であると、学校教育における道徳教育の重要性を指摘する。そして、たとえ勉強が十分にできなくても挫けることなく勉学に励むと同時に、恪勤と操行によって人格者になるよう諭す⁽²⁵⁾。

道徳と学力や健康との関係について、人生の目的は徳性の涵養であり、身体の健康と才学はあくまでもその目的を達する手段方便に過ぎないことを強調する⁽²⁶⁾。ただ、徳を修め健全な身体をもっても、学力や才智がないと道徳を運用して天職を全うできないと、手段としての学力や健康が不十分であれば、本来の目的である道徳を実現することはできないと考えるのである。

具体的な社会生活を経験していない中学生は、道徳実行をどのように行えばいいのか、その方法が解らない。校長はそれを、自治自修の大精神によって、あるいは、神の慈悲を行うことによると述べる⁽²⁸⁾。廣池校長の道徳教育で特徴的なのは、実行の効果を説いて実行を奨励していることである。仮に能力や学力が劣っても、徳義を重んじ品性を磨けば必ず出世すると、道徳実行を実社会での成功と結び付けて説明している⁽³⁰⁾。廣池の「道徳と他の諸力の関係」や、「道徳実行の効果を説いてその実行を奨励する」という考え方は、やがて昭和三年発行の『道徳科学の論文』で展開されることになった。

(三) 学科の勉強

次に、校長は教科の勉強についてどう指導していたのだろうか。勉強の努力は必要だが、学力の優劣や学科の出来は先天的な脳の力によることが多いとする。脳は肉体に属する借り物であり、人の力ではどうすることもできない部分がある。そこで、心の立て替えによつてその不完全さを補うしかないという。その方法としては、①学科の復習・努力、②出席努力、③操行努力、を挙げる⁽³⁶⁾。また、人間は因縁が異なっているので学校の成績に差が生ずるのは必然だから、競争しても有害無益であると考える。むしろ、勉強面で他人と競争することは、相手を蹴落としても自分の成績がよくなりたいたいという競争心を引き起こすので、嫉妬、羨望、猜疑、高慢、負け惜しみ、等の罪悪を生むことになる、否定的である⁽³⁷⁾。そこで、勉強の動機、理由、目的を、いい成績を挙げたりクラス一番になるといった名誉や体面の維持ではなく、また名誉尊敬の獲得でもなく、無私の努力心という心構えで勉強することと指導している。現代日本の受験戦争といわれる状況の中で、子供同士が友人を蹴落としてでも受験に勝とうという現象を見るにつけ、勉強面での競争の弊害を説いた廣池の考え方の正当性を指摘できよう。さらに校長は抽象的な勉強論だけでなく、具体的な勉強法についても述べている。例えば、毎日帰宅、または帰宿後⁽³⁸⁾、さらに日曜や祭日でも休まずに、二―三時間ないしは四―五時間は勉強するようにと指導する。試験は平日頃勉強したかどうか、能力があるかどうかの一端を知るための方便に過ぎず、試験前だけの勉強は誤りだと平素の努力を強調する⁽³⁹⁾。中学段階（高等普通教育）での勉強法については、小学校段階でのように教えられたことを単に覚えるのではなく、自分で調べてきたものを学校の授業で検査するというやり方でないとい力がかかるとする。さらに、中学段階では、一部の学科を嫌わずに、苦手の教科があつても各教科を均等に学ぶことに心掛けるべきだという。つまり、中学段階では基礎としてあらゆる分野にわたつて学び、その基礎の上に立つて中学

卒業後に専門化をはかる⁽⁴⁰⁾という考えである。

こうした点に注意して勉強に励み、たとえ落第しても必ずしも悲しむべきことではなく、奮起して勉強すれば成功すると、自分がかつて大分県師範学校の入学試験に二度も失敗しながら、卒業学力認定試験に見事合格した経験を話して生徒の奮起を促している⁽⁴¹⁾。

小学校を出たばかりの中学生に無心で勉強しろというのは、かなり高度なレベルを求めているといえなくもないが、勉強は元来競争心や功名心によつてすべきものではなく、むしろ勉強した結果として蓄積された力を社会に生かすといった心構えが勉強に対する本来のあるべき姿勢ではないだろうか。このように考えれば、廣池校長の学科に対する指導は正道を説いたものであろう。また、知育偏重に対しては、(二)で指摘した道徳の強調と(四)で述べる奉仕作業を重視しており、その結果、天理中学の生徒は学科面で必ずしも優れた業績を上げたわけではないが、奈良県内全体の中学卒業生の進路と比較してみると、高等学校や官公私立学校への進学率はそれほど遜色がない(表7参照)。天理中学校で上級学校への進学熱が高まるのは、廣池校長の影響がなくなった大正十年頃からである⁽⁴²⁾。

(四) 健康

廣池校長は道徳や勉強の努力を奨励しているだけでなく、校長として生徒の健康には心を砕いている。それは、自分も家族も犠牲にして健康を顧みずに孤軍奮闘し、ついに前人未達の学問分野を切り開いて念願の博士号を手にしたときは、病に倒れて明日をも知れない状態に陥つたことに大いに関係があると推測される。だから、健康は天職を尽くす最大の条件であるとその重要性を説く。そこでまず、胃腸の調節、呼吸、神経系統等の器官に注

意を促し、そのために飲食に注意するだけでなく、適度の運動や遊び、娯楽は必要であるという⁽⁴¹⁾。とくに、食べ過ぎや冷たいものの飲み過ぎと食後の過激な運動はしないようにと、親以上に細かい点にまで注意している⁽⁴²⁾。また、勉強と健康の関係についても、勉強は夜の十一時を過ぎないように⁽⁴³⁾、体の具合が悪いときは大いに慎むようにと、あくまで健康優先の考えを徹底している。これは晩年、昭和十年(一九三五)に開設した道徳科学専攻塾で、夜遅くまで勉強する学生に対し、「大器晩成」の意義を説いて、無理して勉強しないよう指導しているのと共通している。

(四) 奉仕作業、手伝い

校長は単に訓示するだけでなく、生徒や教師に求めることは自ら率先実行してすべてにわたって雛形を示した。天理教では「神恩報謝」の行為として「日の寄進」という奉仕作業を実行するよう奨励しており、天理教校では「日の寄進」を重要視しているが、天理中学ではそれが十分には行われていないようであった。大正元年の大患から奇跡の回復をしたとはいえ、以来病弱の身体になりいつまた大病に陥らないとも限らない状態の廣池校長ではあったが、「日の寄進」についても自ら率先実行して範を示した。本部在任中は毎朝五時に本部神殿掃除に出掛け、さらに、教員室の便所を校長自らが掃除した。その結果、生徒に大いに影響を与え、生徒用の便所は当番を決めなくても生徒が率先して掃除した⁽⁴⁴⁾という。また、大病を患った前管長も毎朝神殿を自ら掃除するので、「生徒の『ひのきしん』的精神は彌やがうえにも燃え上がざるを得なかつた⁽⁴⁵⁾」ようである。

生徒に交替で神殿掃除させるに当たり、校長は一、二年生は休暇中以外の当番からはずしている。これには、勉強や学校生活に不慣れな低学年生にはまず学校生活になじませ、余裕が生じた後に掃除に当てるという校長の配慮が伺える⁽⁴⁶⁾。この他、月一回全校生徒ひのきしんとして校庭の掃除、草取りに一時間を当て、本部のひのきしんもときどき二時間配当している⁽⁴⁷⁾。さらに、学校だけでなく、帰宅後に宿舎として本部在の各教会詰所や家庭で何らかの手伝いをするようにと奨励している⁽⁴⁸⁾。また、毎日勉強した上、年長者の手伝いをするようにとも述べている⁽⁴⁹⁾。

校長は奉仕作業を教育の中でどう位置づけているか。学生の朝の神殿掃除は因縁の改善が目的だから出席簿はつけないと述べ⁽⁵⁰⁾、天理中学に入ったことが因縁だから、学校の命令をきくことがそもそも因縁を改善する唯一の方法である⁽⁵¹⁾という。つまり、奉仕作業をすることが、過去の悪い因縁を解消する方法であるとし、その意味を重視しているのである。

さらに、学校や本部の枠を越えて、社会に対する奉仕活動も計画しているようであった。その一例として、中学生三年以上を毎月一回、教会詰所、教会、付近の民家を訪問して不用品の提供を求め、それを売却した利益が現品を施設や病院等に寄付することを考えている⁽⁵²⁾。これは計画のみで終わったか実際に行ったかは不明だが、廣池自身かつて東京で故事類苑の編纂の仕事をする傍ら東洋法制史の研究に没頭していた時代に、災害時の救援活動や施設への寄付を行った経験から、生徒にも社会に向けての奉仕活動の意義を体験させようとしたのではないかと考えられる。

(五) 日常生活

まず、質素倹約を奨励し、生徒には贅沢をさせないようにしている。これは、天理中学の生徒の多くが全国から集まっているため、生徒が贅沢して親に経済的に余計な負担を掛けないようにと配慮してのことである。明治

末の寄宿生活は二節(三)で述べたように、毎月、労働者の月給に匹敵する費用がかかることを考えれば、中学生を寄宿生活させることは親にとつて相当な負担だったことがわかる。ところが、生徒のなかには高価な文房具類を所持する者がいたようで、「飽食、文房具費の過奢を戒むる事」と、贅沢をしないように訓示している。また、他の生徒の物品や金銭を羨やましがめることはなく、たとえ古い物を持っていても少しも恥じる必要はないと勇氣づけている。⁽⁵⁷⁾むしろ、虚名、虚栄、物品、金銭等に羨みがあるのは、人間の価値が品性にあることを知らないために起こるのだと、物や金銭よりも人間としては品性が高いことが大事であると説いている。そして、金銭の浪費癖が肉体上の欲望に惑わされる最大の誘因となるので、生徒に過分な小遣いを渡さないようにと家庭に協力を求めている。⁽⁵⁸⁾金銭の浪費や過分の学用品を使うことが学業をおろそかにすることにつながり、また生徒の風儀の退廃につながる、という見方である。天理中学では廣池校長が就任する前年から、生徒自身にも金銭使用の管理をさせようと、金銭出納簿をつけるようにしている。⁽⁵⁹⁾

生徒に儉約させる例として、制帽や制服は学校の規格から外れたものでも現在使っているものの使用を認めたり、靴の繕いも生徒自らにやらせるように詰所に呼びかけるなどの指導に、無駄な買い物はさせないで、物を大切にに使わせたいという校長の意図が明確に出ている。

次に飲食や買い物について、生徒同士で宿屋や料理店に入って飲食することを禁止し、また、直接商店に入つて買い物もしないよう指導している。必要な物は教会詰所に依頼して購入するという手段をとらせている。⁽⁶⁰⁾中学生はまだ欲求を自分で抑える力が十分出来ていないので、自分で買い物に行くといふ不必要な物も欲しくなる傾向にある。こうしたことを見越した校長の指導である。

挨拶が礼儀の基本ということで、校内では教師に対するだけでなく、生徒同士も出会う度に会釈し、校外では帽子を取つて礼を交わし、素知らぬ顔をして通り過ぎないようにと訓示している。⁽⁶¹⁾この方針は、後に道徳科学専攻塾を開設した時にも受け継がれることになったといえよう。

(七) 読書

読書で特に問題となるのは、思想の誘惑と肉体的誘惑である。年齢的に誘惑に負けやすい時期なので、危険なものには近づけないように注意を呼びかける。中学三年にもなると読解力がついて普通の文章は読めるようになり、手当たり次第に読みたくなるが読書には注意が必要と、まず全体的な警告を親に対して行う。⁽⁶²⁾

思想については、教科書以外で益するもの、特に倫理・道徳・教訓・修養・宗教書、天理教教理、神道の書等を奨励し、さらに外国語の新聞・雑誌・雑書、法律・経済・社会政策、特に穩健な憲法の著書を読むように勧めている。これに反し、新聞の三面記事、小説、雑誌、思想上危険な書物、反国家的なもの、極端で偏狭な自由主義を主張して日本の国体・神社制度・家族制度に反抗するものは好ましくないとしている。⁽⁶³⁾また、肉体的誘惑をかき立てる書籍や雑誌については、見ることを禁止している。⁽⁶⁴⁾

飲食といい買い物といい読書といい、校長は誘惑の要因をもつものには極力生徒を近づけないようにしている。人間の弱さを十分意識しており、まして二十歳前で自分というものがしっかり形成されていない中学生には、誘惑のない安全な環境で教育することが必要であると考えていると見ることが出来る。

〔注〕

(22) 廣池千九郎遺稿。

(23) 『研究ノート』第一五号、浜野国雄談、三三頁。

- (24) 「通学生保護者諸君への希望」、廣池千九郎遺稿。
 (25) 「希望【其一】」、『教育主義』三三頁。
 (26) 「天理中学生徒の心得に関する訓諭」(以下、「心得」と略す)、大正二年四月、『教育主義』一六頁。
 (27) 「心得」、『教育主義』一六頁。
 (28) 「心得」、『教育主義』二二頁。
 (29) 「心得」、『教育主義』一六、七頁。
 (30) 「心得」、『教育主義』一二頁。
 (31) 「四年級五年級へ訓示」、大正三年一月二日、『教育主義』六一―二頁、『廣池千九郎日記』①、廣池学園出版部、二一五―六頁、三年二月七日、一日。
 (32) 「學業勉勵に関する心使いの方法」、廣池千九郎遺稿。
 (33) 同上。
 (34) 「入学式訓辞」、『教育主義』四九―五〇頁。
 (35) 「心得」、『教育主義』一八頁。
 (36) 同上。
 (37) 廣池千九郎遺稿。
 (38) 「心得」、『教育主義』一八頁。
 (39) 「心得」、『教育主義』一一頁。落第者はある程度いた模様。表2、表3、表6を比較対照のこと。
 (40) 「三十年史」、一三〇頁。
 (41) 「心得」、『教育主義』一三頁。
 (42) 「夏季休業心得」、大正二年七月、『教育主義』五六―七七頁。
 (43) 「入学式訓辞」、『教育主義』五〇頁。
 (44) 「心得」、『教育主義』一八頁。
 (45) 「研究ノート」第三〇号、松浦香、「大正時代の広池博士」、五頁。
 (46) 同上。
 (47) 「三十年史」、六二頁。
 (48) 「神殿掃除規定」、『教育主義』六七頁。
 (49) 廣池千九郎遺稿。
 (50) 「入学式訓辞」、『教育主義』五〇頁。
 (51) 「夏季休業心得」、『教育主義』五七頁。
 (52) 廣池千九郎遺稿。
 (53) 同上。
 (54) 「天理教育部慈善事業練習団」、廣池千九郎遺稿。
 (55) 「教育百年史 第四卷」、一〇八―一四頁。
 (56) 神殿にて訓示、二年七月三日、廣池千九郎遺稿。
 (57) 「入学式訓辞」、『教育主義』五〇頁。
 (58) 「心得」、『教育主義』一〇頁。
 (59) 「通学生保護者諸君への希望」、廣池千九郎遺稿。
 (60) 「心得」、『教育主義』一三頁。
 (61) 「道の友」明治四十五年二月号掲載の天理中学校生徒

募集案内。

- (62) 廣池千九郎遺稿。
 (63) 「心得」、『教育主義』一五頁。
 (64) 「生徒買い物内規」、廣池千九郎遺稿。
 (65) 「入学式訓辞」、『教育主義』四八頁。
 (66) 「通学生保護者諸君への希望」、廣池千九郎遺稿。
 (67) 「心得」、『教育主義』一九頁。
 (68) 「夏季休業心得」、『教育主義』五七頁。

七、学校と寄宿舎・家庭との協力

(一) 教会詰所を寄宿舎に

当時は地方出身の中学生は寮に入ることが望ましいとされていた(表9参照)。しかし、天理中学は開校当初寮をもたなかったため、地方の各教会が天理教本部周辺にもつ詰所を寮代わりに生徒の宿舎としたが、民間の下宿を利用する生徒もいた。そのため、学校側の生徒への指導が不十分なこともあったようである。小学校を出たばかりの子供が一人で生活することの困難と弊害を心配した校長は、民間の下宿は使わせない方針を確立し、寄宿舎は原則として各教会が本部にもつ詰所か、詰所に収容出来ない場合には教会役員宅以外での宿泊は認めないこととした⁽⁶⁾。後者の場合、詰所に収容できない理由書を提出させて徹底を期している。

だが、詰所や役員宅に宿泊していても友人同士で飲食すると、羽目を外して飲酒する等の恐れもあるとして、生徒だけで飲食することを禁止している⁽⁷⁾。それでも、ときどき飲酒事件が起きている。また、宿舎の教会詰所の食事に対して生徒が不平不満の声を上げ、それが新聞記事となってしまうようである。これに対して校長は、限られた予算の中で成長期にある中学生への栄養面を考えて食事を世話してくれる詰所に不平をもつこと、また内輪の恥を外部に公表したことは身のたしなみを欠くと戒め、もし詰所の生活に不服なら転校すべきであると、

〔表10〕卒業生年度別原籍数（カッコ内は卒業生に占める比率(%)）

	明治42年	43年	44年	大正元年	2年	3年	4年
大阪府	2(8)	3(14)	4(12)	2(6)	3(9)	6(17)	4(9)
奈良県	8(33)	3(13)	9(26)	18(50)	15(44)	17(49)	18(42)
その他	14(59)	16(73)	21(62)	16(44)	16(47)	12(34)	21(49)
卒業生数	24	22	34	36	34	35	43

「天理中学校三十年史」付表より作成

〔表9〕寄宿生調べ

（明治45年4月調査、カッコ内は生徒に占める比率(%)）

	1年	2年	3年	4年	5年	計
天理中学	-	-	-	-	-	-
奈良県	65(11)	51(11)	41(11)	37(15)	22(9)	216(11)
全国	4,874(14)	4,341(15)	3,621(14)	3,008(13)	2,251(11)	18,100(14)

文部省普通学務局「全国中学校に関する諸調査」第3巻、大空社、1988年より作成

不満を抱く生徒に反省を求めている⁽¹⁾。

校長はこうして生徒に対して詰所生活の心構えを説く一方、教会詰所へは生徒の日常生活を指導してくれるよう依頼している。とくに授業の欠席が多いこと、ストライキまがいのことが流行していること、この他服装のほころびや身だしなみに配慮すること、さらに詰所の手伝いと勉強をさせるよう指導を要請している⁽²⁾。勉強面だけでなく生活面も含めて、学校にいる間だけの指導では不十分であり、学校外の生活時間の指導も相俟ってはじめて、生徒指導は効果を上げることが出来るという考えである。廣池は寮指導については、中津高等小学校教師の

時代に既に手掛けてその必要性を体験しており、天理中学校での体験と合わせてやがて道徳科学専攻塾では、社会人対象の別科を含めてすべての学生を寮に収容して指導するという方針を取ることになった。

(二) 家庭に協力依頼

天理中学は全国の信徒の子弟を教育の対象としているので、生徒の多くは全国から集まっているとはいえず、近在の生徒は一部自宅から通学していた（表10参照⁽³⁾）。そこで、学校外指導の呼びかけは自宅からの通学生に対しても行われた。通学生は通学途中に女学校生をからかったり、登下校途上に飲み食いするなどして天理中学生の行動は悪いと評判が立っていたという⁽⁴⁾。上級生が「さつき会」という自主的な組織を設けて行動の取り締まりを始めたが、十分な効果は上がらなかった。そこで校長は保護者に対して、学校だけの指導では行き届かないので、

家庭からも注意をするように求めている⁽⁵⁾。

また、生徒の家庭生活についても指導を要請している。生徒が学校教職員を非難する例があり、中には保護者も一緒に非難することもある。校長は懸念を表している。保護者が学校教職員を軽蔑すると子供もそれに同調して悪い影響を与えることになる⁽⁶⁾と、学校や教職員に対する言動に配慮するよう要請している⁽⁷⁾。現代の日本では学校教師の社会的地位が低下し、また親の教育程度が高くなったこと等が影響して、親が教師をあまり尊敬しない傾向にあり、それが子供にも伝わって児童生徒が教師を尊敬しない傾向に拍車をかけている。親の教師に対する心構えが直接子供に影響すると廣池は喝破しているのである。

さらに、通学生は寄宿生に比べて自宅で勉強しなかったり、学校を休む傾向が多いとも注意している⁽⁸⁾。この他、自分の子供が肉体的欲望をそそる書物を見る兆しがあれば、早くその端を抑えるように⁽⁹⁾、また、無駄遣いや贅沢をしないよう金銭の使い方を監督する⁽¹⁰⁾、との希望を述べている。こうしたことが家庭だけでは難しければ学校も協力すると、学校と家庭が一体になって子供の指導に当たるべきだという基本姿勢を示している。

- (69) 「生徒宿泊所内規」、廣池千九郎遺稿。
 (70) 同上。
 (71) 「参拝、賄方及び禁煙禁酒の訓諭」、大正三年一〇月六日、廣池千九郎遺稿。
 (72) 廣池千九郎遺稿。
 (73) 通学生の実数はつかめないが、卒業生に占める本籍地の府県別数からみて、大阪府と奈良県本籍地の生徒の割合は自宅から通学していたと推測される。
 (74) 「通学生保護者諸君への希望」、廣池千九郎遺稿。
 (75) 同上。
 (76) 同上。
 (77) 同上。
 (78) 同上。
 (79) 同上。
 (80) 同上。

八、教師に対して

(一) 教師の教育・救済

天理中学設立にあたり、大部分の教師は神道の教師養成学校である天理教校から転入したが、中学校としての必要教員数には届かなかった。そこで補充のために、信徒でない人も教員として採用された模様である(表8参照)。廣池校長は、こうした非信徒の教師のことも念頭において教師に対して天理教理解を進める教師教育を実施している。

まず非信徒の教師にたいして、県立や公立の中学があるのに、わざわざ私立の天理中学に来た教師には志があるからである⁽⁸¹⁾と、天理中学校の教師に就任したことに敬意を表している。その上で、「教師は……わが因縁の断

除のために、この天理教の学校に入って来たのが一つの因縁⁽⁸²⁾であると、天理中学の教師になったことにそもそも縁があったことを認識すべきだととらえる。そして、毎月第四月曜日に二時間、職員教理研究会を計画して、教師に教理の研究をさせようとしている。こうした理論的教育をしつつ、教えの精神を實踐して教理の理解を深めようという配慮が伺える。例えば、教師に対してひのきしん(労働奉仕)への参加を求めていることにそれが現れている。天理中学の教育は本来教理を基礎にすべきだが、草創期にはまず学校を作ることが先だったので⁽⁸³⁾うはいかないから、普通の学校として教育してきた。学校運営も軌道に乗って来たので、教理の精神を教育の中に入れてたいと意向を表明している。その具体策として神殿掃除のひのきしんを挙げる。上の人が自ら行って下の人がこれを見て倣うのが天理教の主義であり、大病後の管長も毎朝これを行っている。校長も自ら行いたいので教員にも参加をと依頼し、教師のきしんは因縁切りにつながる⁽⁸⁴⁾と述べている。最初はクラス担任の先生だけが受け持ちクラスの生徒を率いて神殿を参拝していたが、生徒に神殿掃除のひのきしんをさせるので、職員も交替でひのきしんに出席されることを依頼するが、これは命令や強制ではない⁽⁸⁵⁾、決して学校のためや生徒指導のためではなく、あくまでも自分の因縁切りのためであるとの自覚を求める。こうして、校長が担任以外の教師にも神殿参拝をする意義を説いて開発した結果、教師全員が参拝するようになった⁽⁸⁶⁾という。

さらに、教師が授業や事務をとるという仕事をするのは義務や命令ではなく、教師という職業を通じて因縁果たしをはかるといふ、ひのきしんと思ふべきである⁽⁸⁷⁾と、あらゆることを因縁の自覚に基づいて行ふべきであるという認識である。

だが、こうして教師への教育をしたがなかなか即効が上がりなかつたためか、天理中学において理想の教育を行おうとしている校長は、「とうとうたる天下の青年学者中、一つ万世的事業に志あるものはなきか。悠久の生

命、宇宙的大事業、これに志す人はなきか、かかる人をほしし」と、専門教科を習得しただけでなく、神の意思を実現する救済教育に賛同する青年を教員として迎えたいと念願している。しかし、廣池のような高邁な理想に燃えた青年がなかなか見つからず、結局は専門学問を修めた教員を教育しなければならぬが、「訓練を要す。かかる心使いは教育ありても、一年や半年では少しも出来ぬ」と、その難しさを体験している。

(二) 学科指導

六節の(三)で述べたように、廣池校長は、もって生まれた才能ではなく、努力をしているかどうかによって生徒の学業面を評価しようとしている。そこで、勉強が出来ないという理由で生徒を叱ることを否定する。叱るのは、復習しなかったり理由もなく欠席や遅刻を繰り返して勉強が出来なくなった場合に限定すべきだと考える。当時の中学校教師は社会階層からみればエリートに属しており、中学の教師になるには努力だけではなくそれなりの才能が必要であった。そこで、才能によって専門学を修めた教師が生徒に自分たちと同じように高いレベルを求めるのでなく、試験問題作成や成績評価に対して大目に見てほしいと要請している。明治大正時代には学事振興をはかる目的で試験によって競争心を煽るという文部省の政策があったが、その弊害がひどくなって文部省は試験による競争を制限するせざるを得なくなった。廣池校長は試験のもたらす弊害を認識しており、試験を難しくして生徒のやる気を無くさないよう、やる気を引き出すようにと教師に配慮を求めていると見ることができよう。また、生徒に対しては、六節の(三)で述べたように、常日頃の勉強が大切であり、試験のための勉強を否定している。

(三) 心に慈悲を、形の上には厳格さを

校長は、学科の指導も生徒指導も共に無我の心、誠実、公平さに加えて熱心さと忍耐とをもてば、肉親に近い心で生徒に接することが出来る。教師としての基本的心構えを求める。具体的な例として、生徒の名前を呼ぶときには「さん」を付けて、生徒に対する誠実さと熱意を表現して生徒を感動させたいと述べている。これは教師と生徒との間の信頼関係や教育愛を表わす本となることであり、信頼や愛情の基礎の上に初めて教育が成り立つことを考えると、重要な事柄である。当時の子弟関係では教師の権威が絶大であり、生徒に「さん」をつけることはあまりなかったのではないだろうか。この意味では、廣池校長は中学生といえども生徒一人一人を一個の人格者として尊重していたといえる。

生徒に対する優しさの在り方として、校長は持論の「慈悲寛大」の精神を強調した。それをかみ砕いて表現して、生徒を肉親の子供と思うこと、我が身を捨てて他のためになるようにということ、つまり、無我の慈愛、誠実、公平になることが慈悲寛大の心であるとする。しかし、慈悲寛大とはえこひいきをしたり校則違反を見逃したり生徒の機嫌を取るといった形式上のことでなく、精神上のことであると説明する。「慈悲寛大と、放任主義即ち我侷を許す事は大なる相違之有候」。寛大であることと我儘に過ぎないことを混同しないようにということである。

廣池校長はこのように、精神的に慈悲心をもつよう求める一方、その具体的な表現形態には必ずしも優しさを求めず、むしろ規律や厳格さをもつことを強調している。「言語態度の如き表面はやさしい中に極めて厳格な方が宜しい」、「心にさえ慈愛を持って居れば」形の上ではやかましく言い、叱っても怒ってもよい。むしろ、「形に怒って心に怒らぬよう」。心で怒って形に優しいとかえって生徒がつけあがるので、慈悲の中にも威厳を保ち、叱るべき所は叱り、訓戒すべき所は訓戒すべきであり、威厳を保ち規律を守って一歩も仮借しないよう、精神的には

優しさを保ちつつ、形の上では厳格な規律が守られていることを尊ぶ⁽¹⁰⁾ということである。学校挙げて野球の応援に出掛けたり、授業を中止して教師と生徒がこぞって外出することもときあつたよう⁽¹¹⁾で（次稿参照）、校長はこうした慣行に対して改革の断を下した。教師に対して生徒の要求に妥協してみだりに外出したり、臨時休業にすることをしないよう求める⁽¹²⁾。しかしまた逆に、面倒なので生徒に対していい加減にすれば恨まれずに済むというのは冷淡な態度であり、教育家として戒めるべきことであると、あくまで慈悲心をもつて臨むように説いている。

④ 教科専門家としての研鑽を

教師が尊敬される理由は、専門教科の知識をもって生徒をその学問領域に導き、また人格的にも模範となつて生徒の人間形成に貢献するからである。校長は保護者や生徒に対し、教師を批判しないよう注意する（七節の（二）参照）とともに、教師に対しては、教師に威厳が立たないのは、教科の専門家として学力不足と自己修養の不足からである⁽¹³⁾、教師に対し尊敬に値するよう不断の研鑽が必要であると説く。つまり、教師に威厳は必要だが、それは力んでももてず、職務に忠実に働き、自修を十分にして学力を付け、生徒に十分な親切心をもてば、威厳は自ら備わってくるものであり、こうなれば、たとえ試験を難しくしたり、叱責や訓戒をしても生徒から恨まれることはない⁽¹⁴⁾のである。

当時にあつてさえ科学の進歩は一刻も休まないもので、教科専門家としての教師にとり新知識の獲得は最も必要と見ている。校長自身、天理教顧問及び天理中学校校長としての職務を遂行する中で、学問の最先端の動向には常に注意を払い、その成果を踏まえて天理教の教理研究に取り組んでいたからこそ、教師に専門教科の研鑽を求

めることができたのであろう。

〈注〉

- (81) 『三十年史』四一頁。「学校の職員、これまでは未信者で加勢を願う」、「天理教育において要求する人物の性格」、廣池千九郎遺稿。
- (82) 『第四回卒業式訓示』、大正二年三月二十七日、「教育主義」、五一頁。
- (83) 廣池千九郎遺稿。
- (84) 同上。
- (85) 『本部神殿境内日のきしんに関する訓示』、大正三年四月一六日、「教育主義」四三―六頁。
- (86) 『口上』、大正三年四月一六日、廣池千九郎遺稿。
- (87) 廣池千九郎遺稿。
- (88) 『研究ノート』第一三三号「廣池博士資料調査報告集 III」、塚谷政蔵談、五二〇頁。
- (89) 廣池千九郎遺稿。
- (90) 「天理教育において要求する人物の性格」、廣池千九郎遺稿。
- (91) 同上。
- (92) 『希望【其二】』、「教育主義」三三三頁。
- (93) 『廣池千九郎日記』①、二二四頁、三年二月七日。
- (94) 齊藤前掲論文参照。
- (95) 『希望【其二】』、「教育主義」、二一九頁。
- (96) 廣池千九郎遺稿。
- (97) 美和信夫「廣池千九郎の格言」『慈悲寛大自己反省』の形成過程に関する考察』、『モラロジー研究』二五号、参照。
- (98) 『希望【其二】』、「教育主義」、二二五頁。
- (99) 『希望覚書』、大正三年十一月一九日、廣池千九郎遺稿。
- (100) 『希望【其二】』、「教育主義」、二一九頁。
- (101) 『希望覚書』、廣池千九郎遺稿。
- (102) 「職員諸氏に希望」、大正三年二月二一日、廣池千九郎遺稿。
- (103) 同上。
- (104) 『希望【其二】』、「教育主義」、二一九頁。
- (105) 「職員諸氏に希望」、廣池千九郎遺稿。
- (106) 『希望【其二】』、「教育主義」、三〇〇頁。